

## 選挙人名簿閲覧の留意事項

### 〈 閲覧の方法等 〉

1. 閲覧は読み取り又は筆記といたします。
2. カメラ及びカメラ付携帯電話並びに録音機その他の機器による複写及び撮影並びに録音はできません。
3. 閲覧した筆記記録は、事務局にて写しをとらせていただきます。

### 〈 閲覧者に対する本人確認 〉

閲覧者が閲覧をするにあたっては、顔写真付きの身分証明書の原本（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）の提示が必要です。顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は郵便による照会・回答書と身分証明書が必要となります。

本人確認ができない場合、閲覧をすることはできません。

### 〈 閲覧の拒否・中止 〉

閲覧事項を不当な目的に利用される恐れや、適切に管理することができない恐れがある場合は閲覧を拒否させていただきます。また、規定に違反したときや委員会の指示に従わない場合は閲覧を中止させていただきます。

### 〈 閲覧の制限 〉

委員会の事務に支障があるとき等は、閲覧日当日であっても閲覧を制限させていただきますので、ご了承ください。

### 〈 閲覧情報の多目的利用、第三者提供の禁止 〉

閲覧により知り得た事項を、本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、又は事前に申し出た以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

### 〈 氏名・利用目的の概要等の公表 〉

毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について、閲覧申出者の氏名、閲覧対象となった選挙人の範囲、利用目的の概要等について公表します。

### 〈 罰則の整備 〉

1. 偽りその他不正の手段により閲覧した場合や多目的利用・第三者提供をした場合、30万円以下の過料が課せられます。（公職選挙法第225条の4）
2. 選挙管理委員会の命令に違反した場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が処せられます。（公職選挙法第236条2）